

租税法律主義とタックス・コモン・ロー 「アロースミスの法理」

Tax statute law v. Tax common law “Arrowsmith doctrine”

進藤直義

目次

はじめに

- I. 所得区分と所得計算の対応
- II. 所得区分と事後年度の所得対応
- III. 事後年度におけるキャピタル・ロス
 1. コモン・ロー「アロースミスの法理」
 2. アロースミス 対 内国歳入委員会（1952）連邦最高裁判所判決
 3. ミッチェル 対 内国歳入委員会（1970）連邦第六巡回裁判所判決
 4. アーカンサス・ベスト会社 対 内国歳入委員会（1988）連邦裁判所判決
- IV. 事後年度におけるキャピタル・ゲインの回復
 1. 制定法の規定の厳格な解釈とコモン・ロー「アロースミスの法理」の不適用
 2. ドブソン 対 内国歳入委員会（1943）連邦裁判所判決
- V. 「税法上の利益のルール」（“Tax Benefit Rule”）と「アロースミスの法理」
- VI. 商品先物取引（金融業者以外）は通常所得か、キャピタル・ゲイン、ロスか。
 1. キャピタル・ゲイン、ロスの定義と商品先物取引
 2. コーン・プロダクツ精製会社 対 内国歳入委員会（1956）連邦最高裁判所判決
- VII. アメリカの分類所得制度と所得区分
 1. 現行規定（2013年現在）
 2. 内国歳入法第1221条 キャピタル・アセットの定義
 3. 内国歳入法第1222条 キャピタル・ゲイン、ロスに関連する他の用語の定義
 4. キャピタル・ゲイン所得課税の歴史的経緯の概要

おわりに

はじめに

わが国の個人所得課税制度においては、所得の性質に応じて10種類の所得に区分¹、所得の区分計算、所得控除の差別化、異なる税率の適用がされている。すなわち、分類所得税制度を採用している。この分類所得税制度の下において、納税者の稼得した所得が、どの所得に該

¹ ①利子所得（所得税法23条）②配当所得（所得税法24条）③不動産所得（所得税法26条）④事業所得（所得税法27条）⑤給与所得（所得税法28条）⑥譲渡所得（所得税法33条）⑦一時所得（所得税法34条）⑧雑所得（所得税法35条）⑨山林所得（所得税法32条）⑩退職所得（所得税法30条）。

当するか、また、稼得した所得に対応する経費、損失が、どの所得に対応するか、そして、課税所得は年度ごとに区切り計算されるが、稼得した所得と対応する経費、損失とは、年度間対応のズレが生ずることがある。この際の年度間対応については、どのように税法上、取り扱われるか。また、分類所得税制度の下では、所得計算は所得区分ごとに計算され、損失が生じた場合には、損益通算および損失繰越の計算方法も異なっている。

アメリカ税法において、現行制度の所得区分を税率適用から大きく区分すると通常所得 (ordinary income) とキャピタル・ゲイン、ロス (capital gain-loss) とに分類される。

財産を売却又は交換した場合、通常所得とキャピタル・ゲイン、ロスのいずれかに該当するかにより、税率の適用、損益通算、損失繰戻し・繰越控除は、それぞれ異なっている。そこで、アメリカ内国歳入法における財産処分から生ずる所得について、通常所得とキャピタル・ゲイン、ロスとの区分判断について制定法および判例から検討する。

また、所得区分による稼得した所得と対応する経費、損失の年度間対応について、制定法の修正理論としてコモン・ロー「アロースミスの法理」が形成されている。このため、「アロースミスの法理」を中心として、制定法の規定とコモン・ローによる修正理論との関係も検討する。さらに、検討の背景にあるアメリカ税法のキャピタル・ゲイン、ロス制度について、現行規定、歴史的経緯について簡単に触れる。

I. 所得区分と所得計算の対応

アメリカの所得区分は、通常所得とキャピタル・ゲイン、ロスとに税率適用から大きく区分され、財産を処分した場合、所得の性質により、通常所得に該当するか、キャピタル・ゲイン、ロスに該当するかが判断される。

通常所得については、総所得から所得控除項目を差し引いて所得計算が行われ、損失の繰り戻し、繰越しも通常所得に対応して計算される。また、キャピタル・ゲイン、ロスについては、短期と長期とで区分計算をし、短期キャピタル・ゲインと長期キャピタル・ゲインでは税率の適用が異なる。現行規定では、短期キャピタル・ゲインは通常所得の税率が適用され、長期キャピタル・ゲインの税率は優遇された税率が適用される。損益通算についても、短期・長期キャピタル・ゲイン、ロスの範囲内で原則として認め、損失の繰り戻し、繰越しもキャピタル・ゲインに対応して計算される。

II. 所得区分と事後年度の所得対応

課税所得計算は、「年度会計原則」に基づき、課税年度ごとに区切って計算が行われ、所得区分に対応して計算される。この際、財産処分に関する取引関係は、複数課税年度にまたがり生ずることがある。そこで、所得区分に対応する利得・控除費用・損失の期間帰属対応が異なる年度に生ずることになる。つまり、通常所得についての利得・控除費用・損失の期間帰属対応、キャピタル・ゲイン、ロスの期間帰属対応は、論理的には所得区分に対応して計算されるべきである。ところが、キャピタル・ゲイン課税制度は、これまで優遇された税率が適用されてきたことや損益通算や損失繰越控除の区分が異なり、損失繰越控除、繰越損失控除可能期間も異なっていた。このため、期間対応が異なる利得・控除費用・損失が生じた場合には、所得区分の違いにより納税者の租税負担も異なってきたのである。

Ⅲ. 事後年度におけるキャピタル・ロス

1. コモン・ロー「アロースミスの法理」

「アロースミスの法理」とは、キャピタル・ゲインに対応する損失・費用が事後年度に生じた場合、事後年度のキャピタル・ゲインに対応する損失・費用はキャピタル・ロスとして取り扱うとする判例理論である。通常所得の税率は、長期キャピタル・ゲインの税率より高く、損失・費用も通常所得に対応するか、キャピタル・ゲインに対応するかにより、租税負担が異なってくる。また、損益通算、損失繰越計算も異なってくる。

制定法のキャピタル・ゲイン、ロスの定義規定は、内国歳入法第1221条において「資本的資産」(capital asset)の売却又は交換から生ずる利得もしくは損失としている。事前年度にキャピタル・ゲインが生じていた場合、事後年度において、これに対応する費用や損害賠償等の損失が生ずることがある。この場合、所得区分対応の一貫性から事前年度のキャピタル・ゲインに対応させる考え方と制定法の定義を厳格に適用して「資本的資産」(capital asset)の売却もしくは交換から生ずる利得もしくは損失に該当するかを判断し、キャピタル・ロスに該当するか、通常の事業活動における必要な経費もしくは損失であるか、を判別する考え方がある。

「アロースミスの法理」の考え方は、事前年度に生じたキャピタル・ゲインに対応する事後年度の損失・費用についてはキャピタル・ロスとして取扱い、所得区分対応を一貫させようとする考え方である。

2. アロースミス 対 内国歳入委員会 (1952) 連邦最高裁判所判決 (Arrowsmith v. Commissioner of Internal Revenue, 344 U.S. 6 (1952))

事案の概要

アロースミスとフェデリック・パウワーは共同所有で株式を保有し会社経営をしていた。1937年に会社清算することを決定し、1937年から1940年にかけて会社財産の残余財産の分配手続きを行った。1937年から1940年における会社残余財産の売却による利得について、アロースミスとパウワーともにキャピタル・ゲインとして納税申告をしていた。

清算旧会社に対する訴訟が生じていたが、1944年に清算旧会社とフェデリック・パウワー個人に対する訴訟による支払が決定された。このため、アロースミスとフェデリック・パウワーは、訴訟の判決により決定された金額を支払った。この訴訟に関する支払金額について、アロースミスらは、通常所得から所得控除をして税務申告した²。

内国歳入庁の判断

1944年の支払金額は、キャピタル・ロスとして区分されるべき当初の清算取引の一部を構成するものであり、通常所得からの所得控除ではなく、キャピタル・ロスであると決定した。

² 1944年における所得区分・税率

通常所得 通常事業による損失は、全額、通常所得から控除できる (IRC § 311 (a))。

課税時期の最高税率 87%

キャピタル・ゲイン・ロス キャピタル・ロスは、キャピタル・ゲインからのみ控除できる

(IRC § 117 (b), (d) (2), (e))。 課税時期の最高税率 25%

租税裁判所の判断

1944年の支払は、通常の事業損失としての支払であると判断し、内国歳入庁の判断を覆した。

不服申立裁判所の判断

清算により分配された財産を譲り受けた者に債務が課されているため、納税者に対して判決による支払の要求がなされている。譲受人についての債務は、清算手続きから離れた通常の事業取引に基づいていないことが明らかである。この判決は会社清算後の1944年に支払われていることは否定しえないが、その損失はキャピタル・ロスとして取り扱うことが適切であったものである。1944年の支払に対しては、その年度に受け取ったキャピタル・ゲインの金額から減ずることが簡潔である。租税裁判所の判断を覆して、内国歳入委員会の判断を認めた。

連邦最高裁判所の判断

1944年の支払については、清算旧会社に対する請求分とパウワー個人に対する請求分がある。清算旧会社に対する請求分はキャピタル・ロスであり、パウワー個人に対する請求分については通常所得からの所得控除である。として、不服申立裁判所の判断を一部否認し、一部認容した。

ダグラス判事の反対意見（ジャクソン判事、フランクファーター判事も反対意見同意）

これらの損失はキャピタル・ロスではなく、通常損失として取り扱うべきである。

個々の年度は税務会計目的として分離したユニットであるとする確立した原則に一致しており、これらの取引は以前の年度に生じて計算されたものである。

過去の年度の利得があたかも消滅するようにこの年度の損失と取り扱うことの原則について、我々は疑問を生じ得ないのである。

3. ミッチェル 対 内国歳入委員会（1970） 連邦第六巡回裁判所判決

(*Mitchell v. Commissioner of Internal Revenue*, 427 F. 2 d259 (1970/6) U.S. 6th Cir.)

事案の概要

ウィリアム・ミッチェルは、ゼネラル・モータースの副社長（vice president）であり、1962年10月にゼネラル・モータースの普通株式2,736株を売却し、115,535ドルの利益について、1962年度の所得税申告で長期キャピタル・ゲインとして申告した。

1959年3月にウィリアム・ミッチェルはゼネラル・モータースのストック・オプション・プランによる権利を取得していた。1963年1月、ゼネラル・モータースの普通株式2,130株を1株当たり45.82ドル合計97,596.6ドルでストック・オプションの権利を行使して取得した。取得した普通株式2,130株について売却し、売却益は17,939.29ドルであった。

1934年証券取引法第16条（b）において、インサイダーによる6ヶ月以内の売買が禁止されていた。インサイダー取引に該当した場合、会社は株式価格差を支払うか、会社が負う債務として暦年報告の勘定として開示しなければならないと規定されていた。

1963年のストック・オプションの権利行使による株式取得と売却は、6ヶ月以内に行われていたため、証券取引法第16条（b）違反に該当することとなった。司法上または行政上の決定

はなかったが、ミッチェルは自発的に売却益の17,939.29ドルをゼネラル・モータースに支払った。

1963年度の所得税申告において、ミッチェルは通常必要な事業支出として17,939.29ドルを通常所得から控除して申告した。

内国歳入庁の判断

1963年度のゼネラル・モータースに支払った17,939.29ドルはミッチェルの事業支出として認められないと否認し、長期キャピタル・ロスと取り扱うことができると判断した。

租税裁判所の判断

ミッチェルがゼネラル・モータースに支払った17,939.29ドルは、事業上の評判や経歴が不利にならないようにし、ゼネラル・モータースに迷惑をかけないようにするための支払であり、将来起こりうる訴訟経費である。そこで、事業支出として認め、内国歳入委員会の判断を覆した。

連邦第六巡回裁判所の判断

1962年の株式売却は、1963年においてストック・オプションの権利を行使して株式取得するための「お金を得ること」(“get the money”)であった。長期キャピタル・ゲインをもたらす株式取引において、証券取引法第16条 (b) 違反およびゼネラル・モータースへの17,939.29ドルの支払が生じたのであり、事業支出ではなく、長期キャピタル・ロスと取り扱うべきであるとして、租税裁判所の判断を覆し、内国歳入委員会の判断を認めた。

4. アーカンサス・ベスト会社 対 内国歳入委員会 (1988) 連邦裁判所判決 (Arkansas Best Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 485 U.S. 212 (1988/3))

事案の概要

アーカンサス・ベスト会社は、1968年にテキサス州ダラスにある商業ナショナル・バンクの株式約65%を取得した。1972年にダラスの不動産価格が下落し、連邦検査局は商業ナショナル・バンクを問題銀行として分類した。1975年にアーカンサス・ベスト会社は、商業ナショナル・バンクの株式14.7%を残して売却をした。

1975年度の税務申告において株式売却損9,995,688ドルを通常損失として申告した。

内国歳入庁の判断

1975年度の税務申告における株式売却損9,995,688ドルについては通常損失ではなく、キャピタル・ロスであり、キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインからのみ控除できると認定した。

租税裁判所の判断

実質的に投資目的で購入した株式は資本的資産 (capital asset) であるが、実質的に投資目的でなく購入した株式の売却は、通常の利得もしくは損失をもたらす通常資産である。アーカンサス・ベスト会社の株式売却は、商業ナショナル・バンクの倒産によって生ずる事業

活動における評判を保護する意図の下に行われたものである。株式売却により実現した損失は通常損失であると支持し、内国歳入委員会の判断を覆した。

不服申立裁判所の判断

商業ナショナル・バンクの株式は、内国歳入法第1221条における「資本的資産」(capital asset)の一般的定義に明らかに該当し、この定義の特別除外規定にも該当しない。資本的資産の売却による損失は、キャピタル・ロスとして取り扱われる。租税裁判所の判断の判断を覆して、内国歳入委員会の判断を認めた。

連邦裁判所の判断

商業ナショナル・バンクの株式は、内国歳入法第1221条の定義に規定された特別除外規定の事業動機テスト (business-motive test) による事業活動目的の資産には該当しない。また、内国歳入法第1221条の在庫除外規定を広く解釈するにしても、コーン・プロダクツ精製会社対内国歳入委員長事件は、現在の文脈においては、なんら適用されない。不服申立裁判所の判断を是認した。

IV. 事後年度におけるキャピタル・ゲインの回復

1. 制定法の規定の厳格な解釈とコモン・ロー「アロースミスの法理」の不適用

「アロースミスの法理」では、キャピタル・ゲインに対応する損失・費用が事後年度に生じた場合、損失・費用はキャピタル・ロスとして取り扱っている。しかしながら、事前年度にキャピタル・ゲインもしくはロスが生じていて、この取引に関連する利得の回復が事後年度生じた場合には、「アロースミスの法理」が適用されない。つまり、制定法の規定の厳格な解釈が適用により利得が通常所得に該当するか、キャピタル・ゲイン、ロスに該当するかが判断される。すなわち、「アロースミスの法理」との整合性の矛盾点があり、それと同時に制定法の厳格な解釈・適用に対するコモン・ローの判断基準との矛盾がある。

2. ドブソン 対 内国歳入委員会 (1943) 連邦裁判所判決

(Dobson v. Commissioner of Internal Revenue, 320U.S. 489 (1943) U.S.Sup.)

(不服申立裁判所の4つの事件が併合審理されているが、事案の争点は同一である。)

事案の概要

コリンズは、1929年にナショナル・シティー会社の株式に特定の受益的利益をもたらすニューヨークのナショナル・シティー銀行の株式300株を取得した。1930年に100株を売却し、41,600.8ドルのキャピタル・ロスとして損失控除として申告をした。1931年に100株を売却し、28,163.78ドルのキャピタル・ロスとして損失控除として申告をした。

1936年に残りの100株を売却しようとしていたところ、当該株式はミネソタ州の州証券取引法 (Minnesota Blue Sky Laws) に合致して登録されていないことが判り、詐欺および登録違反であるとして訴訟を起こした。

1939年に訴訟が解決し、コリンズに45,150.63ドルが支払われ、このうち、1930年分が²23,296.45ドル、1931年分が³6,454.18ドル、残りに対応する分が15,400ドルであった。

1939年の所得税申告において、コリンズは回復金額45,150.63ドルについては、なんら申告をしなかった。また、1930年、1931年分の租税負担義務は、1939年においてはすでに時効となっていた。

内国歳入庁の判断

1939年のコリンズが受領した回復金額45,150.63ドルについて通常所得の計上洩れであるとして、納税不足であると決定した。

租税裁判所の判断

1939年の回復は、実際の、もしくは、みなしの利得又は所得の実現のない資本的資産の返還の性質を有することをコリンズ側は主張した。また、その回復がすべて所得とみなされても、キャピタル・ゲインとして課税されるべきであると主張した。

租税裁判所は、回復から課税すべき利得が実現していないとする納税者側の主張を認め、内国歳入委員会の判断を覆した。

不服申立裁判所の判断

租税裁判所の判断は、「税法上の利益の理論」(tax benefit theory)を制定法、レギュレーションの規定のいずれに基づかずに適用しており、法の公平原則 (the law of an equitable principle)を害していると思われる。

回復金額は資本的資産の回復もしくは、キャピタル・ゲインではない。キャピタル・ゲインは、資本的資産の「売却又は交換」からの利得と内国歳入法第117条は規定しており、回復金額は資本的資産の「売却又は交換」に該当しない。

回復金額は、受領した年度の通常所得である。租税裁判所の判断を覆し、内国歳入委員会の判断を認めた。

連邦裁判所の判断

租税裁判所の判断は、いかなる制定法もしくはレギュレーションに基づかない理由によっており不適切に依存している。不服申立裁判所の判断を認めた。

V. 「税法上の利益のルール」(“Tax Benefit Rule”)と「アロースミスの法理」

「税法上の利益のルール」(“Tax Benefit Rule”)とは、以前の課税年度における税額に対して所得控除又は税額控除した金額を納税者が回復したならば、以前の課税年度における租税債務を減少させた所得控除又は税額控除の範囲までその回復を所得に含めなければならないとする判例理論である。しかしながら、以前の課税年度の所得控除又は税額控除から、なんら税務上の利益が生じていないならば、その回復金額は所得に含まれない³。また、以前の課税年度の課税所得に含ませた金額を返還した場合は、その返還金額は返還した課税年度に所得控除できる⁴。

³ 所得控除した年度の所得がマイナスで、所得控除が回復した年度の所得もマイナスの場合 には、税額が生じないため、税法上の利益も生じないことによる。

課税所得計算は、年度会計原則に基づいて単年度ごとに計算されるが、取引関係は複数年度にわたって生ずることがある。このため、過年度に所得控除や税額控除した金額について回収、回復、不一致（控除過大）が事後年度に生じている場合には、税法上の利益として所得計上しなければならないとする考え方である。初期の判例では、所得控除、税額控除の回復だけに適用されてきた。しかしながら、近年では、取引関係から年度会計原則に伴う所得控除、税額控除の基本的な不一致の調整として用いられてきている⁵。そして、「税法上の利益のルール」(“Tax Benefit Rule”)の目的は、年度会計に基づくというよりも、取引に基づき租税制度に適切な結果をもたらすことにあると租税裁判所は判断している⁶。また、「税法上の利益のルール」の適用判断についての制定法の規定はなく、裁判所は個別事案ごとにすべての事実とすべての状況を総合的に判断して適用している⁷。

「税法上の利益のルール」は年度会計原則によって複数年度にわたる取引関係を年度で区切ることにより所得控除や税額控除の年度間不一致が生じていると認められる場合、年度間不一致を解消し取引関係から整合性を保とうとする判例理論であり、取引対応関係から所得区分対応を判断しようとする「アロースミスの法理」の判断基準と判断の仕方は共通性を有している。つまり、年度会計原則により生ずる税法上の矛盾を取引関係から解消しようとする考え方において共通する。複数年度にわたる取引関係から判断した場合には、その取引による利得、所得控除、税額控除の関連取引をさらに所得分類区分に対応させるべきである。ところが、キャピタル・ゲイン、ロスの一連取引が事後年度に生じた場合には、「アロースミスの法理」の判断基準が用いられず、取引対応、所得区分対応が一貫して保たれていないことは、ドブソン 対 内国歳入委員会（1943）連邦裁判所判決事件の最終判断の通りである。

VI. 商品先物取引（金融業者以外）は通常所得か、キャピタル・ゲイン・ロスか。

1. キャピタル・ゲイン・ロスの定義と商品先物取引

商品先物取引とは、将来の一定期日に一定の商品を売却又は買取する約束をして現時点において価格取り決めをする取引である。商品価格の価格変動が激しい場合や季節変動が激しい場合には、将来のリスク低減のために用いられることがある。また、投機的目的にも用いられることがある。税法上、金融取引業者以外の者が商品先物取引を行った場合、商品先物取引による利得もしくは損失が通常所得に該当するか、キャピタル・ゲイン、ロスに該当するかの所得区分が問題となってくる。

判例理論は、先物取引について内国歳入法の資本的資産（capital-asset）の定義の財産には該当せず、資本的資産の制定法上の解釈は、厳格に狭く解釈すべきであり拡大解釈すべきではないとする立場をとっている。つまり、金融業者以外の者による商品先物取引の利得もしくは損失はキャピタル・ゲイン、ロスに該当せず、通常所得に対応する利得もしくは損失に該当するとしている。

⁴ Dictionary of Tax Terms (BARRON'S) (1994) p. 294.

⁵ Madelyn Leopold, “Reformulating the Tax Benefit Rule; Hillsboro National Bank v. Commissioner and United States v. Bliss Dairy, Inc.”; Boston College Law Review, Vol. 26: p. 529~560.

⁶ Bittker and Kanner, The Tax Benefit Rule, 26 U.C.L.A.L.Rev. 265 270 (1978).

⁷ Hillsboro National Bank v. Commissioner of Internal Revenue. United States v. Bliss Dairy, INC; 460 U.S. 370 (3/1983).

2. コーン・プロダクツ精製会社 対 内国歳入委員会 (1956) 連邦最高裁判所判決 (Corn Products Refining Co. v. Commissioner of Internal Revenue. 350 U.S. 46 (1956/9))

事案の概要

コーン・プロダクツ精製会社は穀物の精製加工会社であった。1934年および1936年において穀物価格は著しく高騰した。このため、1937年に穀物価格変動に備えるため商品先物取引を行った。1940年および1942年において、穀物の将来の購入および販売は、製造業従事から分離される取引であり、1939年内国歳入法第117条(a)に基づく資本的資産の取引に該当するものとして取り扱った。また、将来の取引は、1939年内国歳入法第118条の「含み損出し売却」(“wash sales”)規定の範疇であるとして取り扱った。

1940年における先物取引による純利益は680,587.39ドル、1942年における先物取引による損失は109,969.38ドルであった。

内国歳入庁の判断

コーン・プロダクツ精製会社の行った商品先物取引による利得および損失は、キャピタル・ゲイン、ロスではなく、通常の事業に基づく通常所得と認定した。

租税裁判所および不服申立裁判所の判断

コーン・プロダクツ精製会社は、製造業に従事しており、「登録された金融業者」(legitimate capitalist)もしくは「投機家」(speculator)ではない。主要原材料の価格上昇および将来の製造需要に対する迅速な供給を確実にするために一連の事業計画のための将来取引であり、商品先物取引は通常の事業である。先物取引は、内国歳入法第117条の資本的資産(capital-asset)の範疇の財産には該当しない。資本的資産の制定法上の解釈は、狭く解釈すべきであり拡大解釈すべきではない。内国歳入法第118条の「含み損出し売却」(“wash sales”)規定の範疇は、証券等の資本的資産について定めた規定であり、将来の取引は証券等の資本的資産には該当しない。商品先物取引は通常の事業による取引であり、通常所得とする内国歳入委員会側の主張を認めた。

連邦最高裁判所の判断

1934年法の改正においてヘッジ取引の適切な税務上の取扱いの問題が当初生じた。

ヘッジ取引と商品先物投機的取引とは、区別すべきとする財務省の覚書(G.C.M. 17322)を発行している。ヘッジ取引は、資本的資産というよりもむしろ本質的には保険としてみなされることが支持されており、それらからの利得および損失は通常の事業の利得および損失である。この覚書に沿った解釈は内国歳入委員長と同様に裁判所によって一貫して依拠されている。コーン・プロダクツ側の主張の論拠については、制定法の規定が明確に論破していることを我々は信じ、租税裁判所および不服裁判所側の判断を支持する。

Ⅶ. アメリカの分類所得制度と所得区分

1. 現行規定(2013年現在)

2012年以降、アメリカの所得課税(個人・法人)の所得区分は、適用税率から大きく分類し

た場合、通常所得とキャピタル・ゲイン、ロスの二つのカテゴリーに分かれている。

1986年税制改正法以前は、この二つのカテゴリーによって、所得の区分計算、適用税率、損失繰越期間が異なっていた。1986年税制改正後は、税率については、通常所得とキャピタル・ゲインに対する最高税率は同一に改正され、法人所得と個人所得に対する最高税率は、1986年税制改正法で同一に改められた。しかし、1997年納税者救済法によりキャピタル・ゲインの上限税率の引き下げが行われている⁸。

なお、配当所得については、2008年から2012年まで、10%、15%の税率が適用されていたが、2012年以降、通常所得の税率が適用されている。

現行規定における会社の通常所得は、以下の3つに分けられ、損失控除の通算が異なっている。

- ①積極的活動所得（active activity income）納税者が主として参加している商売・事業
- ②消極的活動所得（passive activity income）納税者が主として参加していない不動産賃貸・事業
- ③ポートフォリオ所得（portfolio income）積極的投資活動ではない投資からの利息・配当・利得・損失

キャピタル・ゲイン所得は、以下の3つに分けられ、損失控除、代替課税計算式が異なっている。

- ①キャピタル・ゲイン、ロス（capital gain-loss）資本的資産の売却・交換による利得もしくは

⁸ 2013年税率

個人所得						
独身者	通常所得税率	長期 キャピタル・ゲイン	短期 キャピタル・ゲイン	商業ビル長期 ゲイン	収集品長期 ゲイン	特定小規模事業株 式 長期ゲイン
0 ~ 8350\$	10%	0%	10%	10%	10%	10%
8351 ~ 33950\$	15%	0%	15%	15%	15%	15%
33951 ~ 82250\$	25%	15%	25%	25%	25%	25%
82251 ~ 171550\$	28%	15%	28%	25%	28%	28%
171551 ~ 372950\$	33%	15%	33%	25%	28%	28%
372951\$	35%	15%	35%	25%	28%	28%

法人所得	
課税所得	税率
0 ~ 50000\$	15%
50000 ~ 75000\$	7500\$ + 50000\$以上の25%
75000 ~ 100000\$	13750\$ + 75000\$以上の34%
100000 ~ 335000\$	22250\$ + 100000\$以上の39%
335000 ~ 1000000\$	113900\$ + 335000\$以上の34%
1000000\$ ~ 15000000\$	3400000\$ + 10000000\$以上の35%
15000000\$ ~ 18333333\$	5150000\$ + 15000000\$以上の38%
18333333\$ ~	35%

損失

②事業用資産利得・損失（IRC § 1231 gain-loss）事業に供していた車両・機械・事業用ホテル・事務所建物・倉庫・アパート等の売却による利得もしくは損失

③特定の山林利得（IRC § 1231（2） qualified timber gain）特定の山林からの利得

また、キャピタル・ロスの繰戻し還付および繰越控除は、個人と会社では異なっている。通常のキャピタル・ロスについて、個人の場合には、3,000ドル（合算申告の場合は1,500ドル）まで通常所得から控除でき（すなわち、損益通算ができ）、損失繰越控除は1年間認められる（IRC § 1212）。

会社の場合は、3年間の繰戻し還付および5年間の繰越控除が認められる（IRC § 1212）。

2. 内国歳入法第1221条 キャピタル・アセットの定義

このサブタイトルの目的のため、「資本的資産」（capital asset）は納税者によって保有されている財産を意味する（納税者の商売もしくは事業に関連するか、関連しないかにかかわらず）。ただし、以下は除かれる。

- (1) 納税者の商売における株式もしくは、課税年度末に保有している納税者の在庫に含まれることが適切である種類の財産、または、納税者の商売もしくは事業の通常のコースにおいて消費者に販売するため、当初、納税者によって保有された財産
- (2) 納税者の商売もしくは事業に用いた第167条に規定された減価償却控除に関連する性質を有する財産、または、納税者の商売もしくは事業に用いた不動産
- (3) 著作権、文学、音楽、または、芸術的作品、手紙又は覚書、類似財産（以下、略）
- (4) 役務提供について商売もしくは事業の通常のコースにおいて、又はパラグラフ(1)に記述した財産の販売から取得した売掛金又は受取手形
- (5) 連邦政府又はその代理機関から受領した連邦政府の出版物（連邦議会記録を含む）、ただし、公共に販売するために値段が付けられて購入したもの以外（以下、略）

3. 内国歳入法第1222条 キャピタル・ゲイン、ロスに関連する他の用語の定義

- (1) 短期キャピタル・ゲイン 「短期キャピタル・ゲイン」の用語は、1年以内保有された資本的資産の売却又は交換からの利得を意味する。
- (2) 短期キャピタル・ロス 「短期キャピタル・ロス」の用語は、1年以内保有された資本的資産の売却又は交換からの損失を意味する。
- (3) 長期キャピタル・ゲイン 「長期キャピタル・ゲイン」の用語は、1年超保有された資本的資産の売却又は交換からの利得を意味する。
- (4) 長期キャピタル・ロス 「長期キャピタル・ロス」の用語は、1年超保有された資本的資産の売却又は交換からの損失を意味する。
- (5) 純短期キャピタル・ゲイン 「純短期キャピタル・ゲイン」の用語は、課税年度の短期キャピタル・ロスを超える短期キャピタル・ゲインの超過額を意味する。
- (6) 純短期キャピタル・ロス 「純短期キャピタル・ロス」の用語は、課税年度の短期キャピタル・ゲインを超える短期キャピタル・ロスの超過額を意味する。
- (7) 純長期キャピタル・ゲイン 「純長期キャピタル・ゲイン」の用語は、課税年度の長期キャ

ピタル・ロスをを超える長期キャピタル・ゲインの超過額を意味する。

- (8) 純長期キャピタル・ロス 「純長期キャピタル・ロス」の用語は、課税年度の長期キャピタル・ゲインを超える長期キャピタル・ロスの超過額を意味する。
- (9) キャピタル・ゲイン純所得 「キャピタル・ゲイン純所得」の用語は、資本的資産の売却又は交換からの損失を超える資本的資産の売却又は交換からの利得の超過額を意味する。
- (10) 純キャピタル・ロス 「純キャピタル・ロス」の用語は、第1211条で認められた金額を超える資本的資産の売却又は交換からの損失超過額を意味する。
会社の場合、このパラグラフの下に損失決定の目的について、第1211条の下の短期キャピタル・ロスである金額は除かれる。
- (11) 純キャピタル・ゲイン 「純キャピタル・ゲイン」の用語は、課税年度の短期キャピタル・ロスをを超える長期キャピタル・ゲインの超過額を意味する。

4. キャピタル・ゲイン所得課税の歴史的経緯の概要

1913年から1921年までは、キャピタル・ゲインは通常所得に含まれ、7%の上限税率が適用されていた⁹。

1921年歳入法 2年以上保有する証券等のキャピタル・ゲインについて、代替最大税率12.5%の税率適用

1931年歳入法 1931年歳入法以前は、証券の取引による損失控除は、通常所得から控除ができたが、証券の取引による損失控除制限が設けられ、税額の12.5%以上減額できない規定が設けられる¹⁰。

1932年歳入法 2年以下の保有証券等は、通常所得と分離計算して、キャピタル・ゲイン、ロスを計算し、損失繰越も分離し、1年繰越できる規定が設けられる。

1933年歳入法 キャピタル・ロスの繰越控除の廃止¹¹

1934年歳入法 キャピタル・ロスは、2000ドルまで通常所得と損益通算が可能
課税上キャピタル・ゲイン、ロスについて純所得と合算

1年以下保有資産	100%
1年超2年以下保有財産	80%
2年超5年以下保有財産	60%
5年超10年以下保有資産	40%
10年超保有財産	30%

1938年歳入法 短期キャピタル・ゲイン、ロスと長期キャピタル・ゲイン、ロスの区分¹²
短期とは、18ヶ月以下保有資本的資産
短期と長期で分離計算

⁹ Joseph J. Cordes, Robert D. Ebel, and Jane G. Gravelle (ed). "Capital Gains Taxation entry from The Encyclopedia of Taxation and Tax Policy Project" (2007).

¹⁰ 1929年世界恐慌による株式暴落のため、株式取引損失の通常所得との通算により、所得税財政収入も激減した。このため、下院は、(1)損失の生じたる証券を売却することにより、租税負担を軽減しようとする傾向を阻止し、これにより政府収入を確保すること(2)投機的損失を真実の租税負担能力を有する通常所得より控除する弊害を防止することの二つの目的を持っている。野津高次郎『米国税制発達史』(1988) 246, 256頁。

¹¹ 野津、前掲342頁。

課税上のキャピタル・ゲイン、ロスについては、純所得と合算して計算

18ヶ月以下保有資産	100%
18ヶ月超24ヶ月以下保有財産	66.23%
24ヶ月超保有財産	50%

1939年内国歳入法 キャピタル・ゲイン、ロスの定義規定

117条 (c) 6ヶ月超保有する資本的財産の売却又は交換による譲渡所得

1942年1月より 通常所得の税率を50%以上超えているならば、6ヶ月超保有資産のキャピタル・ゲインの50%の除外もしくは25%の代替課税税率を適用

1954年から1967年 キャピタル・ゲインの上限税率25%

1969年税制改正法¹³ 個人の場合、各年度の最初の50,000ドルまで25%の上限税率が適用

1202条 純短期キャピタル・ロスを超える純長期キャピタル・ゲインの50%は控除できる。

1212条 (b) キャピタル・ロスの繰越 期間制限なし

雇用者のストック・オプションの行使、森林伐採その他項目は、通常所得として課税される。

会社の場合1211条 (a) キャピタル・ゲインからだけキャピタル・ロスを控除できる。

1212条 (b) キャピタル・ロスの繰越 5年間

キャピタル・ロスによる還付 3年間

(サブチャプター S 会社を除く)

通常所得の繰越欠損金による還付・繰越と同様 (IRC § 172)。

迅速還付 (“quick refund”) 手続きが設けられる (IRC § 6411)。

1976年税制改正法 キャピタル・ゲインの上限税率の引き下げ

1978年税制改正法 キャピタル・ゲインの上限税率28%

1980年税制改正法 キャピタル・ゲインの上限税率20%

1986年税制改正法¹⁴ キャピタル・ゲイン、ロスから事業用資産利得・損失 (IRC § 1231 gain-loss) を区分する。

通常所得の税率とキャピタル・ゲインの上限税率が同一に改められる。

1993年税制改正法¹⁵ 1202条 特定小規模事業会社の利得の50%総所得から除外規定が設けられる。

163条 (d) (4) (B) の規定が「純キャピタル・ゲイン」 (“net capital gain”)

¹² 1938年税制改正の下院意見として、「政府が課税によって資本の一箇所から他の箇所へ向かって流入を阻むときは産業の活動に悪影響を及ぼすごとき勢力を働かしめ、…産業の拡大を不可能ならしめることになる」、「株式市場の沈滞をもって、資産損益課税の責めに帰し、もし本税を廃止すれば財務省および州の収入は増加するだろう」野津、前掲548頁。

¹³ Boris I. Bittker, James S. Eustice, “Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders” (1971) 5-2. 5-3.

¹⁴ 拙著「アメリカ連結納税制度の概要」税務弘報2002. 8、182頁。

¹⁵ Joseph M. Dodge, J. Clifton Fleming, Jr, Deborah A. Geier “Federal Income Tax: Doctrine, Structure, and Policy: Text, Cases, Problems” (1995) p 625.

Capital gains tax in the United States (the free encyclopedia: January 2013).

と163条(d)の「純投資所得」(“net investment income”)に区分される。
1997年納税者救済法 キャピタル・ゲインの上限利率が20%に引き下げられる。
2008年食物・保存・エネルギー法 1201条 会社に対する代替課税に特定林業利得を設ける。
2011年小規模事業雇用法 2010年9月27日から2011年1月1日までの暫定措置
1202条 5年以上保有、小規模事業投資におけるエンジェル、ベン
チャーキャピタルに対するキャピタル・ゲインの100%所得除外

おわりに

財産を売却又は交換した場合、通常所得に該当するか、キャピタル・ゲイン、ロスに該当するかの判断基準について所得区分と年度区分との対応関係から、アメリカ税法における制定法および判例法を検討してきた。

「アロースミスの法理」は、キャピタル・ゲインに対応する損失・費用が事後年度に生じた場合、事前年度のキャピタル・ゲインに対応する事後年度の損失・費用はキャピタル・ロスとして取り扱うとする判例理論である。これに対して、事前年度にキャピタル・ゲインもしくはロスが生じていて、この取引に関連する利得の回復が事後年度生じた場合には、「アロースミスの法理」が適用されず、制定法の定めるキャピタル・ゲイン、ロスの定義規定の厳格な解釈を通じて所得区分判断が行われている。すなわち、所得区分の判断および年度計算区分の論理的な整合性が保たれていないとともに制定法の厳格な解釈とコモン・ローによる判例理論の考え方に矛盾が見られるのである。課税所得計算は年度ごとに区切って計算され、損失繰越控除も所得区分により区分計算され、人為的な区分である。

また、複数年度にわたる取引関係から所得控除や税額控除の基本的な不一致を是正して、事前年度の所得控除や税額控除額の税額に影響する過大な部分を事後年度に「所得」として計上しなければならないとする「税法上の利益のルール」(“Tax Benefit Rule”)が判例理論として形成されている。しかし、所得区分対応までは理論的な整合性は保たれていない。

会社組織編成や会社清算などにおいては、会社の所得関係と個人の所得関係が交錯する分野であり、複数年度にまたがる取引から生ずる利得、費用、損失が会社に帰属するか、個人に帰属するか判断も必要となる。それと同時に所得控除や税額控除の基本的な不一致を解消するための「税法上の利益のルール」(“Tax Benefit Rule”)の適用が必要となることがあり、さらに所得の性質が通常所得なのか、キャピタル・ゲイン、ロスなのか、それに対応する費用、損失の所得対応関係の判断も必要となってくる。

このため、事前年度に生じた取引に関連する追加控除費用、損害賠償支出や利得の回復が事後年度に生じた場合の取り扱いについて、アメリカ内国歳入法の所得区分対応を明確にするか、申告調整する方法を制定法で規定することも必要となってくるであろう。

所得区分が通常所得に該当するか、キャピタル・ゲイン、ロスに該当するかの判断に際して、キャピタル・ゲイン所得課税の歴史的経緯について簡単に触れたが、これまで、アメリカ税法では長期キャピタル・ゲインと通常所得とは、所得の性質が異なる所得として取り扱われており、担税力が異なる性質の所得として異なる税率が適用されてきた。

そして、キャピタル・ゲイン所得課税制度の変遷の背景には、世界経済の変動、株式市場の変動、インフレーション、財政の悪化、いわゆるバブルのような投機的要因、株式市場の活性化目的、起業の促進、貧富の差の拡大、年金資産の増加、ヘッジ・ファンドの増大、タックス・

シェルターのような租税回避等様々な要因が背景にあり、社会・経済情勢の変化により、たえず改正が重ねられてきた経緯が見られる。

また、アメリカ内国歳入法においてキャピタル・ゲインに関する定義は詳細な規定が定められている。株式等の金融商品や資本的資産の譲渡所得課税制度について、わが国の租税法の下においても参考となる規定である。

